

第三十八回国 参議院社会労働委員会會議録第二十六号

昭和三十六年四月二十八日(金曜日)

午後零時四十分開会

委員の異動

四月二十七日委員徳永正利君辞任につき、その補欠として山本利壽君を議長において指名した。

本日委員山本利壽君辞任につき、その補欠として徳永正利君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 吉武 恵市君
理事 加藤 武徳君
坂本 昭君

委員

鹿島 俊雄君
勝保 稔君
紅露 みつ君
谷口弥三郎君
徳永 正利君
山本 杉君
横山 フク君
相澤 重明君
村尾 重雄君
竹中 恒夫君

政府委員

厚生省引揚 島中 順一君
援護局長

事務局側

常任委員 増本 甲吉君
会専門員

本日の會議に付した案件

○引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案(加藤武徳君外五名発議)

○委員長(吉武恵市君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

この際、お諮りをいたします。本日の案件として、引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案を審議することといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないと認めて、引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

○加藤武徳君 それでは、ただいま議題となりまして引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案について、提案理由の説明を便宜上いたしたいと思っておりますが、この法律案は参議院の各党派の一致した発議でございます。理の方々の一致した発議でございます。いば参議院全会一致の発議でございます。

そこで提案の理由の内容を簡単に御説明申し上げます。

昭和三十三年に成立いたしました引揚者給付金等支給法は、大略、過般の大戦の終結により外地から引き揚げてきた者及び本邦に引き揚げることを余儀なくされるに至った後、外地において死亡した者の遺族について、所定の要件に該当する場合にそれぞれ引揚者給付金または遺族給付金を支給することとし、これらの者の生活の再建に資することとしたものであります。

しこうして、本法成立の際参議院において、一、終戦日以前に引き揚げてきた者であつても、その実情が同様の状態にあつたものに対して適正なる措置を講ずべきこと。二、終戦前閣議決定に基づいて強制的に引き揚げを命ぜられたような立場にある者に対しても本法が適用されるよう十分考慮すべきこと。以上の二点からなる附帯決議がなされたのであります。これは本法成立の当時より今次の戦争に關連する緊迫した事態に基づく日本国政府の要請または連合国の官憲の命令により生活の本拠を有していた旧委任統治領であつた南洋群島から引き揚げてきた者及びこれと同様の事情にあると認められる者または南洋群島から引き揚げてくる途中において死亡した者の遺族及びこれと同様の事情により死亡した者の遺族につきましては、それらの者が内地において生活再建をはかるに際し経験した困難はすでに本法により引揚者給付金または遺族給付金を受けることができることとされている者のそれと全く同様のものであり、従つて、これらの者に対しても本法による引揚者給付金または遺族給付金を支給できる道を開くことが至当である旨の要望ないし意見が関係各方面においてきわめて強いものがあつたと申すことができるのであり、かつ、これらの要望ないし意見は全く妥当なものと考へられるのであります。また、これらの給付金を受ける権利の消滅時効につきましては昨年的一部改正により従来の

三年を四年に改めたのであります。これら給付金を請求するための在外期間の立証等の書類や資料の収集等の理由により、時効の期間満了までに請求手続をなし得ないものがある若干ありと認められるのであります。従いまして、以上の附帯決議及び関係各方面の要望ないし意見の趣旨にのっとり引揚者給付金の支給対象を南洋群島その他これと同様の事情にある地域から引き揚げた者にまで拡大するとともに、遺族給付金の支給対象をこれらの引揚者の遺族及びこれらの地域にあつた者で同様の事情により本邦に引き揚げたことを余儀なくされるに至つた後、引き続き外地にあつて昭和二十年八月十四日以前に死亡したものの遺族にまで拡大するとともに、消滅時効をさらに一年延長することとし、本法案を提出いたしました次第でございます。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに可決していただきますようお願いする次第でございます。

○委員長(吉武恵市君) これより質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言を願います。――別にございませぬければ、質疑はこれにて尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。なお、修正意見のある方は討論中にお述べを願います。

す。――別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉武恵市君) 全会一致でございます。よつて引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないと認め、さう決定いたしました。

これにて散会いたします。

午後零時十一分散会

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案(加藤武徳君外五名発議)

引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案

引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律

引揚者給付金等支給法（昭和三十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

五 日本のもと委任統治領であつた南洋群島又は政令で定める地域に、それぞれ昭和十八年十月一日又は政令で定める地域ごとに政令で定める日まで引き続き六箇月以上生活の本拠を有していた者で、今次の大戦に関連する緊迫した事態に基づく日本国政府の要請又は連合国（日本国との平和条約第二十五条に規定する連合国をいう。以下同じ。）の官憲の命令により、それぞれ昭和十八年十月一日又は政令で定める日以後昭和二十年八月十四日以前に本邦に引き揚げたもの（前四号のいずれかに該当する者を除く。）

第八条第一号中「外地にあつた者」の下に「（第二条第一項第五号に該当する者を除く。）」を加え、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 昭和十八年十月一日において日本のもと委任統治領であつた南洋群島にあつた者又は第二条第一項第五号の政令で定める地域ごとに政令で定める日において当該地域にあつた者で、今次の大戦に関連する緊迫した事態に基づく日本国政府の要請又は連合国の官憲の命令により本邦に引き揚げたことを余儀なくさ

れるに至つた後引き続き外地にあつて昭和二十年八月十四日以前に死亡したものを

第九条第一項中「同条第三号に掲げる者に係る遺族給付金については、」の下に「昭和十八年十月一日又は第二条第一項第五号の政令で定める地域ごとに政令で定める日、同条第四号に掲げる者に係る遺族給付金については、」を加える。

第十条第一項各号列記以外の部分中「同条第三号に掲げる者に係る遺族給付金については、」の下に「昭和十八年十月一日又は第二条第一項第五号の政令で定める地域ごとに政令で定める日、同条第四号に掲げる者に係る遺族給付金については、」を加える。

第十一条第一号中「同条第二号」の下に「又は第三号」を加え、同条第二号中「第八条第三号」を「第八条第四号」に改める。

第四章中第十八条の前に次の一条を加える。

（二以上の引揚者給付金又は遺族給付金を受ける場合の措置）

第十七条の二 同一の引揚者に係る二以上の引揚者給付金を受ける権利を有する者又は同一の死亡者に係る二以上の遺族給付金を受ける権利を有する者には、その者が選ぶ一の引揚者給付金又は遺族給付金を支給する。

第十八条中「四年間」を「五年間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（引揚者給付金等を受けることとなる者の特例）

2 改正後の引揚者給付金等支給法の規定は、昭和三十三年四月一日以後この法律の施行前に死亡した者（この法律の施行前に改正前の第八条第一号に該当した者を除く。）についても適用があるものとす、その者に支給すべき引揚者給付金又は遺族給付金は、それぞれその者の相続人に支給する。この場合において、相続人が受ける引揚者給付金又は遺族給付金については、第七条第二項の規定を準用する。

3 前項の規定により相続人が受ける引揚者給付金又は遺族給付金については、第七条第一項又は第十三条中第七条第一項に係る部分の規定は適用しない。

（経過措置）

4 この法律の施行前に改正前の第八条第一号又は第二号に係る遺族給付金を受けた者がある場合及びこの法律の施行の際にこれらの規定に係る遺族給付金を受ける権利を有する者がある場合において当該死亡した者に係る遺族給付金については、なお従前の例による。